

議第95号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

令和6年9月24日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例
京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。
別表第2京都市柏野学童保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

京都市柏野学童保育所を廃止する必要があるので提案する。